

公益社団法人日本ホッケー協会 アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、本協会定款施行規則第18条に基づく特別委員会とし、この規程により委員会の設置並びにその運用に必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、ホッケー競技に関連する事案について、本協会に登録するアスリートの意見をとりまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの権利保護、育成並びにホッケー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(分掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問又は委員の発案により、次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に提案又は報告する。

- (1) アスリートの心身を守り、支援する活動に関すること
- (2) アスリートのアンチ・ドーピング教育、インテグリティ教育、モラル向上、セカンドキャリアの支援に関すること
- (3) 競技会、強化環境の整備・改善に関すること
- (4) 初心者やジュニアアスリートのサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) アスリートの社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に関すること
- (6) ホッケーの社会的役割や価値の向上、ホッケーを通じた社会共創に寄与すること
- (7) IOC、JOC、FIH等の各アスリート委員会との連携、連絡調整に関すること
- (8) その他、アスリートに関連する事業に関すること

(構成)

第4条 委員会の構成は、次の通りとする。

委員長 1名

副委員長 2名（男女各1名）

委員 12名以内

2 委員は、年齢及びジェンダーに偏りのないよう多様なカテゴリーから選出され、現役アスリート及びアスリート経験者から構成されるものとする。

(委員の資格)

第5条 委員は、年齢が10才以上で、本協会の選手登録者（元・現問わず）とする。

(委員の選任)

第6条 委員は、別表に定める所属団体の推薦または公募により候補者となり、理事会で選任する。

別表案：日本ホッケー協会スポーツ少年団部会、日本ホッケー協会U15カテゴリー部

会、全国高等学校体育連盟ホッケー専門部、一般社団法人日本学生ホッケー連盟、日本社会人ホッケー連盟、一般社団法人ホッケージャパンリーグ、日本ホッケー協会マスターズ部会

- 2 委員長、副委員長の選任は委員の互選に基づくものとし、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱・任命する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長及び委員が新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期満了後も、後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、年に2回以上、半期毎に1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 本協会の役職員及び事務局員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第9条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実施細目)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は業務執行理事会で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、令和4年5月25日から施行する。

(改正) 令和6年3月20日